

7農企第1423号
令和7年12月26日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

福島市長 馬場 雄基

市町村名 (市町村コード)	福島市 (72010)
地域名 (地域内農業集落名)	上名倉地区 (室石・森・杢玉・粕内・清合・下岡・儘上・泉田・吉内)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年11月25日 (第3回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当区域は、農地中間管理機構の利用意向が高く、認定農業者等が話し合いながら農地利用の調整を図っている。しかし農業者の平均年齢が75歳と高齢化が進み、規模縮小を考えている農業経営体が多く、専業の担い手の減少や後継者がいないことによる労働力不足が懸念される。

【地域の基礎データ】

当地区に耕作地を持つ認定農業者:8名 認定新規就農者:1名
主な作物:水稻、野菜、果樹

(2) 地域における農業の将来の在り方

当地区は、主要作物である水稻について、儲かる品種や水稻を維持を優先しながらも高収益作目への転換など、今後も地域の特性にあった農業経営を検討していく。また農地の集積、集約を進め、地域ぐるみで保全管理等に取り組み、これまで取り組んできた基盤整備の実施について、引き続き検討していく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	91 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	91 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区内の農地及び地域として利用可能な農地を農業上の利用が行われる区域とし、保全・管理等が行われる区域については、具体的な取組みが計画された場合に設定していく。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針

地域計画に基づく目標地図の作成により、農地中間管理機構を活用し、認定農業者や新規就農者、農地所有適格法人等へ農地の集積・集約化を進める。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

農地を農地中間管理機構等に貸し付け、担い手の経営意向を斟酌し、段階的に集約化を進める。

(3) 基盤整備事業への取組方針

担い手のニーズ等を鑑み、農地整備事業の活用に向けたこれまでの基盤整備の検討経過を踏まえ、今後も調整を図っていく。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

認定農業者の他、新規参入者や後継者など地域内外から多様な経営体を確保するため、県やJAなどの関係機関と連携しながら地域としてフォローアップしていく。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④輸出	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨その他		

【選択した上記の取組方針】